茨城県高等学校文化連盟表彰規程

（目的）

第１条 この規程は，茨城県高等学校文化連盟(以下「本連盟」と称する)の活動を通して，本県高校生の文化活動における功績が顕著な者に対し，これを表彰し，高等学校文化活動の振興及び発展に資することを目的とする。

（賞の名称）

第２条　表彰の名称は，「茨城県高等学校文化連盟賞」とする。

（選考基準）

第３条 本連盟加盟校の生徒及び団体で，各学校における文化活動において積極的に活動し，その実績が顕著で，他の生徒の模範と認められ，各部会長から特に推薦された者に贈呈する。

（推薦）

第４条 被表彰者の推薦は，次のとおりとする。

（１）該当者の選出方法については，各部会長に委任する。推薦数は３名以内又は３団体以内とする。

（２）各部会長を通して，該当者及び該当団体を別に定める様式により本連盟事務局に報告する。

（決定）

第５条 被表彰者は，各部会長から推薦された者を本連盟会長が決定する。

（表彰）

第６条 表彰は，当該年度内に該当校で行う。

（その他）

第７条 この規程に定めるもののほか，必要な事項については別に定める。

付 則

この規程は，平成26年11月20日から施行する。但し，本規約の変更は評議員会の出席者の過半数の賛成をもって改正することができる。

　平成27年6月2日一部改正，平成27年4月1日から施行。